その他施設使用料

●水泳場

※料金は消費税(10%)込み

	区	分	単位	金額	延長料金
	国人使用	大 人	1 人 2 時間	300円	1人1時間:150円
/ ⊞		中 高	1 人 2 時間	150円	1人1時間:100円
1111		小 人	1 人 2 時間	100円	1人1時間:70円
		脱衣	1 回	80円	
_		8:30~12:00 12:00~17:00		6,400円	
専				5,300円	
用	時間帯に			8,600円	
ж	よる使用			7,100円	
使		8:30~17:00		12,900円	
区				10,700円	
用	時間帯によらない使用		1時間につき	2,300円	
713				1,900円	

□□は土・日・祝日料金(2割増)

●弓道場

※料金は消費税(10%)込み

	区	分	単位	金額	備考
個	人	使 用	1 人 2 時間	110円	
		8:30~12:00		2,600円	
専		0.30~12.00	'	2,100円	
	時間帯に	12:00~17:00		3,300円	
用	よる使用			2,700円	
使	8:30~1	8:30~17:00	00	5,000円	
		0.30~17.00		4,100円	
用	時間帯によらない使用		1時間につき	900円	
				700円	

□ は土・日・祝日料金(2割増)

●総合グラウンドクラブ

※料金は消費税(10%)込み

区	分	単位	金	額	備考
第1研修室	供用目的での使用 上記以外での使用	1時間につき	施設使用料	900円 2,700円	備え付けの机、椅子含む
	ピアノ使用料	1日につき		1,750 円	
第2研修室	供用目的での使用	1 時間につき	施設使用料	570 円	備え付けの机、椅子含む
第 2 功 修 主	上記以外での使用	1 時間に 20	心改使用科	1,710 円	備え付けの机、椅子含む

▶身体障害者等の施設使用料の減免

①身体障害者(身体に障害がある者のうち身体障害者手帳を有する者)、知的障害者(療育手帳制度要綱による療育手帳を有する 者)、精神障害者(精神に障害のある者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者)若しくは 65 歳以上の者で組織する団体又は 高等学校以下の学校で組織する団体が主催し、スポーツのために使用する場合。

減免の額:施設使用料の2分の1に相当する額。

ただし、野球場で入場料金を徴収する場合は、規定施設使用料の3分の1に相当する額。 ②身体障害者(身体に障害がある者のうち身体障害者手帳を有する者)、知的障害者(療育手帳制度要綱による療育手帳を有する 者)、精神障害者(精神に障害のある者のうち精神障害者保健福祉手帳を有する者)がスポーツのために使用する場合。(グル プ利用については、利用者の半数以上が手帳の交付を受けている者であること。)

減免の額: 施設使用料の2分の1に相当する額。

※減免後の使用料に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

●駐車場●

※料金は消費税(10%)込み ①開場時間

	然料型的研究 (1010) 是 (1		
区 分	駐車料金		
	1 台 1 時間ごとに 100 円		
(軽四を含む)	ただし、最初の 30 分までは無料		
大 型 車	1 台 1 回につき 650 円		
(高さ 2.5m 以上の車)	(当日限り)		

岡山県総合グラウンドコンソーシアム・チーム岡山 〒700-0012 岡山市北区いずみ町 2-1-11

(-社) 岡山県総合協力事業団 岡山県総合グラウンド事務所

午前5時30分から午後9時まで (開場時間外は出庫のみ可) ②駐車料金の減免

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病 者手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病 医療受給者証、特定疾患医療受給者証を所持されている方は、 駐車料金を減免します

各施設(陸上競技場、補助陸上競技場、体育館、テニスハウス 野球場、武道館) の受付で、手帳又は受給者証と駐車券をご提

課 TEL. 086-252-5203 FAX. 086-256-0959 陸上競技場課 TEL. 086-253-3950 FAX. 086-256-7533 体育館課TEL.086-253-3944 FAX.086-253-8900